



家族でよい歯のコンクール

表彰式 IN 湯浅保健所

去る6月9日、湯浅保健所(有田振興局内)において、「家族でよい歯のコンクール」が行われました。その結果、有田歯科医師会の先生方と保健所の職員の同席のもと、湯浅町からは、鈴木咲子さん・智絵ちゃんの親子が表彰されました。

家族でよい歯のコンクールとは

むし歯のない(治療歴もない)お母さんまたはお父さんとその子どもの二人一組で、口の中の清潔さや歯並びの状態を審査します。まずは湯浅保健所管内(有田郡市内)で審査して、優秀者は県、さらに国のコンクールに選抜されます。町で行う三歳半健診時の歯科検診でむし歯のない子どもと、その親もむし歯がない場合に対象となります。三歳半健診にはお母さんがついてこられる

- Q1** むし歯予防に気を付けていることは何ですか?
幼稚園でも歯みがきをしているので、毎日朝と夜も含め、3回歯みがきをしています。
- A1** 嫌がりませんが、小さいころから、歯磨きは嫌がらずにしてくれました。
- Q2** 嫌がりませんか?
たか?
- A2** 小さいころから、歯磨きは嫌がらずにしてくれました。

鈴木さんに質問

場合が多いのですが、歯に自信のあるお父さんもぜひお越しください。



有田歯科医師会長・湯浅保健所長表彰式



鈴木さん親子

- Q3** おやつの内容や与え方は?
特におやつ制限はしていませんが、アメやキャラメルガムなどの甘いおやつは食べないです。
- A3** お母さん自身の歯のお手入れについて教えてください。
1回あたり5分くらい歯みがきをしています。
- Q4** みなさんも参考にしていただいて、むし歯予防心がけてください。
- A4** みなさんも参考にしていただいて、むし歯予防心がけてください。

子どもの人権・子育て講演会

【主催】湯浅町要保護児童対策地域協議会

『歌の力を信じて～阪神淡路大震災をから22年～』

講師 神戸市立高羽小学校教諭 白井 真氏

阪神淡路大震災後、神戸復興を願うシンボル曲になった『しあわせ運べるように』の作者、白井真氏の講演会を開催します。

○日時 平成29年 8月29日(火) 19:00～

○場所 役場3階 なぎホール

※一時保育有(満1歳～就学前まで)

必要な方は8月25日(金)まで下記へお申し込みください。

【お問い合わせ】健康福祉課児童係 ☎64・1120



児童扶養手当の

現況届は忘れずに!

お問い合わせ▼健康福祉課児童係 ☎64・1120

方は申告をお願いします。

児童扶養手当とは?

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)等の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

*1 児童とは、18歳になった年度末までの方。または20歳未満で一定の障がいがある方。

どのような人に支給されるのですか?

- 以下の条件に該当する児童を監護している母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、または児童を母(父)に代わって養育している方に支給されます。
- 父母が婚姻を解消した児童
- 父(母)が死亡した児童
- 父(母)が一定の障がいにある児童
- 父(母)の生死が明らかでない児童
- 父(母)が引き続き1年以上遺棄されている児童

- 棄れている児童
- 父(母)がDV保護命令を受けた児童
- 父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童(棄児など)

手当額は、毎月おおよそ

- 児童1人の場合
全部支給
月額42,200円
- 児童2人以上の場合
一部支給
月額42,200円
- 児童2人以上の場合
2人目
月額9,900円
- 児童2人以上の場合
3人目以降1人につき
月額5,900円

※請求者・生計同一の扶養義務者の所得による制限があります。

支給時期は、

- 年3回(12月、4月、8月)
- 支給日の前月までの分が支払われます。
- 支給には申請が必要となり、受給資格者及び該当する児童の戸籍謄本や住民票等が必要となります。

*詳しくは、健康福祉課児童係までお問い合わせください。